株式会社 廣済堂
証券コード:7868

KOSAIDO

第51回 定時株主総会招集ご通知

日時 平成27年6月26日(金曜日)

場所 東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社廣済堂　本社　会議室

コミュニケーションの進化の先へ

印刷・ITを融合したワンストップサービスで、
「情報ソリューションプロバイダー信頼度No.1」
を目指します。

企業理念

株式会社廣済堂は、人類共通の普遍文化である印刷出版情報事業に携わるものとして、より良い環境、豊かな生活、希望に満ちた未来を実現するため、全ての社会や地域の人々と信頼の絆を結ぶと共に、企業としての責任と求められる適正な行動を自覚し、社会から常に貢献を認められる企業であることを目指します。

ご挨拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第51回（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社は昭和24年の創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、お客さま、さらには社会から必要とされ、信頼される企業グループを目指してまいりました。

廣済堂はグループの総力をあげて取り組んでおります中期経営計画「廣済堂パラダイムシフト」の実現に向けて、既存事業の収益改善と新たな事業領域を開拓し、成長エンジンの加速を図り、磐石な事業基盤の構築に努めてまいります。

社会環境、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、今後も真に必要とされる商品やサービスとは何かを探り、提供していく「お客さま第一主義」を今後もさらに追求し、不断の努力を重ねてまいります。株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2015年6月



代表取締役社長
長代　厚生

証券コード 7868
平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社 廣 済 堂
代 表 取 締 役 社 長
長 代 厚 生

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。　敬　具

記

1. 日　　時　平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区芝四丁目6番12号　株式会社廣済堂　本社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第51期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
○代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kosaido.co.jp）に掲載させていただきます。

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

提供書面

事業報告（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 廣済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による景気の押し下げがあったものの、政府の各種政策の効果、企業収益の改善などを背景に雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかに回復してきました。海外につきましては先進国の一部で景気の持ち直しの動きが見られるものの、ロシア・中国など新興国経済の減速があり、不安定な状況で推移しました。

このような状況の中、印刷業界におきましては、紙媒体の需要減少や競争激化に伴う受注価格の下落などにより、経営環境は引き続き厳しいものとなりました。また、人材業界におきましては、企業業績の回復を背景に、前年に引き続き求人広告件数は増加しました。

当社グループは2020年（平成32年）をターゲットイヤーとする成長戦略プランとして、中期経営計画「廣済堂パラダイムシフト」に2011年（平成23年）から着手しております。「廣済堂パラダイムシフト」は、３カ年の中期経営計画を「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」の３段階で展開するもので、既に第１次を終え、当期2014年度（平成26年度）より「ステップ」期間を担う第２次中期経営計画に取り組んでおります。第２次中期経営計画では、第１次の基本方針や取り組みを継続し、第１次で築いた事業基盤を育成・発展させ、さらに新たな成長事業の創成、外部ネットワークとの連携強化、組織・人事面での将来を見据えた改革を推進してまいります。

第２次中期経営計画の初年度である当期は、既存事業の収益拡大と経営基盤の再構築に注力し、新規事業の開発・育成を推進してまいりました。

既存事業におきましては、印刷事業において、平成26年９月に、株式会社金羊社とのフレキソ印刷事業の協業で、印刷・加工を一貫して行える生産体制を整備し、大手サニタリーメーカーから受注を獲得しました。また、人材事業におきましては、復興需要が終息しつつある東北エリアで求人広告は前年を下回りましたが、人材派遣やBPOが堅調に推移したことに加え、首都圏エリアでの求人広告が好調を維持し、前年を上回りました。

新規事業につきましては、特許庁の先行技術調査事業は順調に売り上げを伸ばしております。LEDエスコ事業は百貨店、スーパーやドラッグストアチェーンでの契約件数が増加し、前年を上回りました。アジアでの人材事業は、ベトナムでの実績を基に、平成27年２月にはインドネシアの首都ジャカルタにも進出し、事業を拡大しています。

さまざまな分野で立ち上げました新規事業につきましては、社会や事業環境の変化を見極めながら、成長事業へと育成できるよう、ギアを一段階アップしてまいります。さらに今後も継続して、既存の価値観や慣行などにとらわれない、長期的なスパンで成長性が見込める分野に新しい事業の種を蒔き、育成し、磐石な事業基盤を構築してまいります。

当社グループは、「印刷関連事業」「人材関連事業」「出版関連事業」「葬祭関連事業」「その他事業」の５事業区分としておりましたが、事業環境の急速な変化に対応し、迅速な経営判断とグループ全体の経営資源を効率的に運用するため、当期から事業セグメントを「情報」「葬祭」「その他」の３事業区分に変更いたしました。「情報」セグメントには、従来の「印刷関連事業」「人材関連事業」「出版関連事業」を集約しました。集約した各事業は、それぞれ印刷物による情報提供、求人に関わる情報提供、出版物による情報提供をしており、それぞれのターゲットに合わせた最適な形で「情報」を伝達していくことが主たる内容ととらえ、「情報」というセグメントを新設しました。なお、「葬祭」「その他」につきましては、従来の「葬祭関連事業」ならびに「その他事業」を名称変更いたしました。

当期の業績は売上高につきましては、情報セグメントは、人材事業は堅調に推移したものの、印刷事業、出版事業の業績が低迷したことで、前年を下回りました。葬祭セグメントにつきましては、平成27年２月に四ツ木斎場を全面建て替えのため一時閉場したことで売り上げは前年にわずかに及びませんでした。以上の結果、連結売上高は前期比で2.6％減となりました。

また、営業利益につきましては、情報セグメントは印刷事業の売上高の減収に加え、デジタルサイネージ事業と出版事業の業績悪化、さらには葬祭セグメントにおける斎場全面

建て替えに伴う減価償却費の増加などにより、前期比で35.2%の減益となりました。当期純利益につきましては、売上高減少と経費の増加により、前期比で59.0%の減益となりました。

以上の結果、当期における連結売上高は36,074百万円（前期比2.6%減）、連結営業利益は2,583百万円（前期比35.2%減）、連結経常利益は2,192百万円（前期比33.6%減）、連結当期純利益につきましては778百万円（前期比59.0%減）となりました。

株主の皆様への配当につきましては、前期よりも２円増配し、１株当たり７円の配当を実施させていただきます。次期の配当につきましても、業績などを総合的に勘案し、継続実施できるよう、努力を重ね、配当水準の向上に努めてまいります。

セグメントの業績

■ 情報セグメント

◎売上高構成比

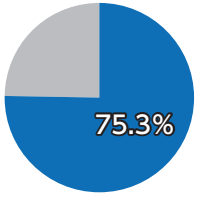

◎売上高（単位：百万円）

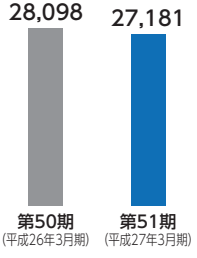

印刷事業につきましては、出版市場は依然として縮小傾向で推移しているものの、当社の出版印刷は前年を上回りました。チラシ、パンフレットなどの商業印刷物は、マス広告媒体における企業の広告宣伝費見直し、ならびに前期の消費税増税前の駆け込み需要の影響に伴い、前年を下回りました。ＩＴ関連、イベント関連も受注確保に取り組み、新規開拓案件も増加しましたが前年を下回りました。新規事業として取り組んでおります特許庁の先行技術調査事業は着実に実績を増やし、前年を上回りました。また、縮小する印刷市場のなかで、次世代の印刷方式として注目されておりますフレキソ印刷事業は、資本業務提携を行った株式会社金羊社との協業により、平成26年９月から稼働し、大手サニタリーメーカーからの受注が獲得でき、今後も事業の拡大を図ってまいります。

人材事業につきましては、企業収益の改善から求人需要は高水準で推移し、求人広告件数も増加しました。当社におきましては、東北エリアの求人広告売上は復興需要が一段落したことを受け、前年を下回りましたが、首都圏エリアが堅調に推移したことで前年を上回りました。海外展開につきましては、廣済堂HRベトナム(本社：ホーチミン市)は、首都ハノイ市に支店を開設し、日系企業との取引を順調に拡大し、平成27年２月には、インドネシアにおいても人材事業を開始しました。またLEDエスコ事業は百貨店、スーパーやドラッグストアチェーンでの契約件数が増加し、前年を上回りました。

出版事業につきましては、出版市場の低迷は依然として継続傾向にあり、平成26年の書籍と雑誌を合わせた出版物の推定販売額（電子書籍を除く）は10年連続で前年を下回りました。このような環境の中、一般図書部門は、前年より７冊多い207点の出版物を発刊しましたが、10万部を超えるようなヒット作品には恵まれず、加えて返品率の悪化により前年を大きく下回りました。教育図書部門は、上期の新学期教材ならびに季節教材の不振が響き、前年を下回りました。

以上の結果、売上高は27,181百万円（前期比3.3%減）となりました。

■ 葬祭セグメント

◎売上高構成比

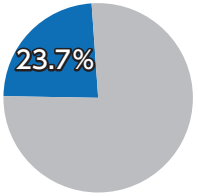

◎売上高（単位：百万円）

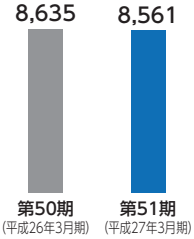

葬祭業界では、景気回復の経済状況に反して、依然として葬儀の簡素化・低価格化傾向が続いております。

このような事業環境のもと、当社におきましても葬儀の簡素化・小規模化の影響により会葬者数は減少し、葬儀単価は下落しております。当期は、次代へ向けての設備投資として、平成27年２月に四ツ木斎場の全面建て替え工事に着工しました。時代のニーズをとらえた先進的な斎場として平成28年12月に営業を再開する予定です。当期は、式場利用件数ならびに火葬取扱件数が増加したものの、四ツ木斎場の２カ月分の売り上げが減少したことなどにより、売上高はわずかに前期に及びませんでした。

以上の結果、売上高は8,561百万円（前期比0.9%減）となりました。

■ その他セグメント

◎売上高構成比

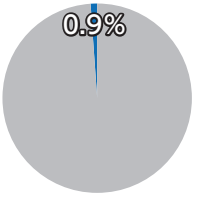

◎売上高（単位：百万円）

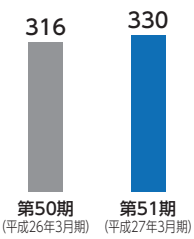

ゴルフ業界は、団塊世代や中高年の女性ゴルファーを中心にゴルフ人口が増加しており、ゴルファー１人当たりの年間プレー回数も増加傾向にありますが、プレー料金の価格競争は年々激化しています。

このような事業環境のもと、その他セグメントの主たるゴルフ場であるトムソンナショナルカントリー倶楽部ではコースコンディションの整備やサービスの向上に努めた結果、来場者数が拡大し、売り上げは前期比で増加しました。

以上の結果、売上高は330百万円（前期比4.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の主なものは、子会社である東京博善株式会社の火葬炉改修工事約4億円であります。

③ 資金調達の状況

当期における当社グループの借入金及び社債は、前期より約4億円減少し、約215億円となっております。

当社は、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、平成26年12月26日に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位:百万円)

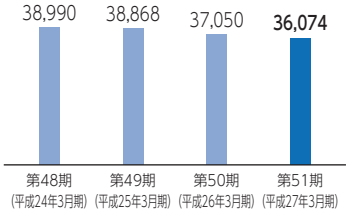

当期純利益 (単位:百万円)

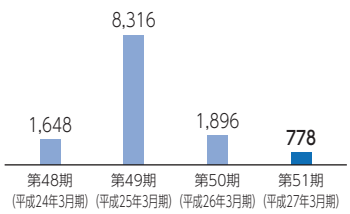

1株当たり当期純利益 (単位:円)

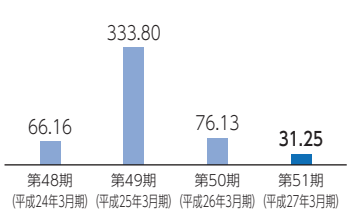

総資産 (単位:百万円)

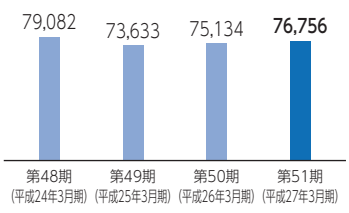

純資産 (単位:百万円)

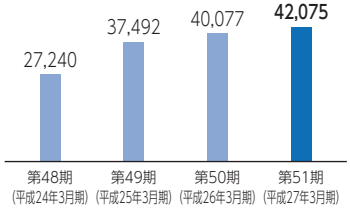

1株当たり純資産額 (単位:円)

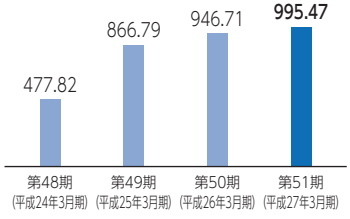

区　分		第48期 平成24年3月期	第49期 平成25年3月期	第50期 平成26年3月期	第51期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高	(百万円)	38,990	38,868	37,050	**36,074**
営業利益	(百万円)	4,574	4,261	3,986	**2,583**
経常利益	(百万円)	4,264	4,139	3,303	**2,192**
当期純利益	(百万円)	1,648	8,316	1,896	**778**
1株当たり当期純利益	(円)	66.16	333.80	76.13	**31.25**
総資産	(百万円)	79,082	73,633	75,134	**76,756**
純資産	(百万円)	27,240	37,492	40,077	**42,075**

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	60.9	葬祭事業
廣済堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業
株式会社廣済堂出版	350	100.0	出版事業

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、円安・原油安などを背景に企業業績や雇用情勢の改善が持続すると見込まれ、景気の回復基調が続くものと予想されます。一方で、中国及び新興国の景気下振れや原油価格の下落による資源国経済への影響など、世界経済の減速懸念材料があり先行きは不透明な状況にあります。

＜当社グループの課題＞

当社グループを取り巻く市場環境につきましては、企業業績が堅調に推移することが見込まれるものの、印刷業界におきましてはマス広告媒体における企業の広告宣伝費の見直し、出版市場の低迷など既存の印刷市場は依然として成熟傾向にあり、厳しい事業環境が予想されます。

このような環境の中で、当社グループは、成長戦略プランである中期経営計画「廣済堂パラダイムシフト」に基づき、既存事業の収益改善と長期的なスパンで成長性が見込める分野に新しい事業の種を蒔き、育成していくことで、成長エンジンを加速させ、事業領域の拡大に努めてまいります。

当社グループは、ターゲットイヤーである2020年(平成32年)を目標に、企業、生活者、社会の課題を解決する新しい製品やサービスを開発していくとともに、「情報」「人材」「健康・医療・福祉」「環境」「豊かで快適な暮らし」といった社会の課題をテーマに、当社グル

ープの強みを生かしたサービスや商品、ソリューションなどを提供して、積極的な事業活動を推進していきます。また、事業基盤をより強固なものとするため、既存事業のさらなる生産性の向上に努めてまいります。

当社グループの主力事業である印刷事業は、メディア環境の変化に伴い、インターネット広告市場が拡大する一方、マス広告市場は縮小傾向にあり、ＩＴ化・ネットワーク化による構造的な変化に伴い、市場の成熟化が一段と進んでおります。こうした事業環境の中で、持続的な成長の実現に向けて、当社グループは第1次中期経営計画の基本方針である「株式会社廣済堂の業績回復によるグループ収益構造の安定化」と「基幹事業の印刷事業を情報コミュニケーション事業に本格転換」を継続して掲げ、「組織力の強化」「サービス・商品の差別化」「財務体質の強化」「社会から評価される企業」を課題として設定いたしました。この課題に対処すべく、「成長戦略の推進」「経営基盤の強化」を重点施策として、活動を進めてまいります。

① 成長戦略の推進

情報セグメントと葬祭セグメントそれぞれの事業基盤を強固にしてまいります。

イ 情報セグメント

（イ）印刷事業の革新

印刷事業につきましては、「情報コミュニケーション事業への本格転換」を推し進め、既存事業の収益改善をベースに、印刷・ITS・イベントなどのリソースをフル活用したクロスセル戦略による受注拡大を強化してまいります。さらに株式会社金羊社との協業であるフレキソ印刷事業の拡大、DMやブックオンデマンドなどのデジタル印刷事業の強化とBPO需要の取り込みを推進してまいります。既に軌道に乗っている特許庁の先行技術調査事業も拡大に努め、遅延している医療機関向けデジタルサイネージ事業の採算化を図ってまいります。

また、利用者にとっての分かりやすさ、伝わりやすさを追求し、顧客のコミュニケーションや業務プロセスをより効率的、効果的に改善する企画提案力を強化することなどにより、市場シェアの拡大を図ってまいります。

（ロ）人材事業の推進

人材事業につきましては、地域雇用への貢献を通じて、地域発展に寄与することを事業方針として、地域密着型のサービスを基本に取り組んでまいります。東北エリ

ア、北陸エリア、関西エリアなどを中心に30年以上にわたる求人広告事業の実績を基に、今まで以上に地域密着型のサービスを強化し、かつ時代のニーズに即した商品開発を進め、政府が進める地方創生の一翼を担ってまいります。また、従来の首都圏での広告代理店事業を拡充し、首都圏の求人需要を積極的に取り込むと同時に、アジア拠点とも連携し、グローバル人材サービスの基盤を強化していきます。さらに高齢化社会による生産年齢人口の減少が進む中、女性、シニア、外国人などの労働市場への参加促進に向けて、就労支援団体とのアライアンスなども視野に入れ推進してまいります。

(ハ) 出版事業の強化

出版事業につきましては、一般図書部門では、コンテンツ強化とマーケティングに基づいた営業強化を促進していきます。企画を重視し、コンテンツに競争力をつけ、発刊点数の絞込みを行うことで、ラインナップのスリム化と強靭化を図り、プロモーションを強化してまいります。

教育図書部門では、従来の教材の売上拡大と平成27年４月から発刊しております徳育絵本のプロモーションならびに販売強化を図ってまいります。また、学習指導要領が一部改正され道徳の教科化が決定したことに伴い、平成30年度(※中学校は平成31年度)以降に使用される教科書の作成・発行に向け、準備を進めてまいります。

(二) 海外戦略

海外事業につきましては、中国市場におけるパッケージ印刷事業の強化を図るため、平成26年11月に北京京友日興貿易有限責任公司との合弁で威海廣済堂京友包装有限公司（山東省）として再スタートいたしました。高性能な印刷技術と加工技術で高品質パッケージを提供し、さらに特殊な製造方法である硬質パルプ製品の大量生産が可能になったことで、多種多様な商品開発を行ってまいります。

また人材事業では、平成26年にベトナムにKOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.(ホーチミン市)を設立し、同年、ハノイオフィスを開設したのに続き、平成27年にインドネシアにPT. KOSAIDO HR INDONESIA(ジャカルタ市)を設立しました。日系企業向けに人材紹介から適性検査、そして人材教育など人材サービス領域のワンストッププロバイダーとして総合的なサービスを展開しています。今後は、欧米企業にも営業領域を拡大し、語学教育なども視野に入れ、業容の拡大を図りつつ、タイやフィリピンなどASEAN市場の開拓を強化してまいります。

ロ 葬祭セグメント

都内６カ所の斎場を運営し、東京都23区の死亡人口の70～80%の火葬を取り扱っています。その大きな責任とともに、ご遺族のご心情に配慮したきめ細やかなサービス、快適な設備、環境に配慮した安全な火葬システムなど、ソフト・ハードの両面でさらなる質の向上を目指し、積極的な取り組みを進めてまいります。

ハード面では、時代を見越した環境対策の強化を主眼にした新型火葬炉を開発しました。有害物質の削減はもとより、省エネと資源リサイクル、火葬時間の短縮、従業員の作業の省力化・軽減化などの課題もクリアしました。新型火葬炉に搭載した新技術は国内特許を取得いたしました。平成28年12月に営業を再開予定の四ツ木斎場には開発された新型火葬炉が設置され、今後はその他の斎場へも設置を進めていく予定です。

② 経営基盤の強化

当社グループの事業活動の根底にあるものは社名にもある「廣済」の精神です。「廣済」とは「広く社会に貢献する」という意味を持っています。私たちは、印刷・IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通して、広く社会に貢献していくという創業の精神を大切にしながら、今後の事業展開に取り組んでまいります。

経営基盤の強化につきましては、基幹事業の管理システム「印刷統合管理システム」を刷新し、最適生産体制の確立を目指し、生産性の向上、製造コストのさらなる削減を推進し、収益力の強化を図ってまいります。

また、企業の社会的責任（ＣＳＲ）につきましては、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくという基本的な認識のもと、部門ごとのテーマを設定し、ＣＳＲ活動を推進してまいります。

少子高齢化による人口減少や国内外のグローバル化の進展などに伴い、多様化する市場への対応も含め、ダイバーシティを生かす施策を推進し、女性ならびに外国人などの登用・活用にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、個人情報取扱事業者として顧客からの信頼を揺るぎないものとするため、製品・サービスのさらなる品質向上を図るとともに、情報管理体制を一層強化してまいります。

また、継続して進めておりますＢＣＰ（事業継続計画）の策定を当期中に完結させ、来期からの運用を目指し、安定して顧客業務が受託できる体制の構築を目指してまいります。

加えて、事業活動における環境負荷の低減を図るとともに、環境配慮型製品の開発・提供を通して環境保全に貢献してまいります。

コンプライアンス、内部統制の強化などの課題につきましては、法令の遵守はもとより、企業倫理を高める活動を継続的に推進してまいります。とくに内部統制においては、平成27年５月施行の改正会社法の改正内容に鑑み、内部統制の一層の充実を図り、子会社を含む企業集団全体の業務の適正を確保するために必要な体制を整備してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区　分	事業内容	会　社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 求人広告及び人材紹介等 出版物の出版・販売	㈱廣済堂 廣済堂あかつき㈱ ㈱廣済堂出版 威海廣済堂京友包装有限公司 ㈱医療情報基盤 ㈱テイクワン ㈱廣済堂ビジネスサポート KOSAIDO HR VIETNAM COMPANY LIMITED
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善㈱
その他	ゴルフ場等の資産管理等	㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部 ㈱ケーエスディ

(6) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

当社

■本社・情報コミュニケーション事業部	東京都港区芝4-6-12
さいたま工場	埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
■情報ソリューション事業部	東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル8F
■知財情報事業部	東京都港区芝3-4-12
■新聞印刷事業部木場工場	東京都江東区木場2-14-8
有明工場	東京都江東区有明1-1-7
■フレキソ印刷事業部	東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル9F
■情報コミュニケーション関西事業部	大阪府豊中市蛍池西町2-2-1
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
製版センター	大阪府大阪市福島区海老江3-22-61
■ヒューマンコミュニケーション事業部	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
仙台営業所	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
新潟営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル6F
富山営業所	富山県富山市千歳町2-13-2
金沢営業所	石川県金沢市西念1-1-3 ｺﾝﾌｨﾃﾞﾝｽ金沢3F
人材ｿﾘｭｰｼｮﾝ営業課	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
岡山営業所	岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4F
■ライフコミュニケーション事業部	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル



■ 本社
● 事業本部
▲ 営業所
○ 工場

廣済堂あかつき㈱	東京都練馬区貫井4-1-11
㈱廣済堂出版	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
㈱テイクワン	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
㈱廣済堂ビジネスサポート	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
㈱医療情報基盤	東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル9F
威海廣済堂京友包装有限公司	中華人民共和国山東省威海市石島開発区
㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部	栃木県栃木市西方町本城字城山1451
KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.	1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street, Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善㈱

■本社	東京都千代田区内神田2-5-6 亀田ビル
四ツ木斎場	東京都葛飾区白鳥2-9-1
堀ノ内斎場	東京都杉並区梅里1-2-27
町屋斎場	東京都荒川区町屋1-23-4
代々幡斎場	東京都渋谷区西原2-42-1
桐ヶ谷斎場	東京都品川区西五反田5-32-20
落合斎場	東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,509名	91名（増）

(注) 使用人は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,097名	79名（増）	41.5歳	13.4年

(注) 使用人は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,689
株式会社みずほ銀行	3,482
株式会社りそな銀行	3,050
株式会社静岡中央銀行	1,895
三井住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社八千代銀行	560
株式会社武蔵野銀行	510
株式会社三菱東京UFJ銀行	380
合　計	21,567

(注) 上記借入額には社債を含んでおります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　95,130,000株
② 発行済株式の総数　24,922,600株
③ 株主数　9,336名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
櫻井　美江	2,413	9.68
エイチ・エス証券株式会社	1,840	7.38
廣済堂取引先持株会	1,309	5.25
株式会社学研ホールディングス	1,168	4.68
クレデイ　スイス　アーゲー　チユーリツヒ　エーアイエフ　フアンズ	907	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	849	3.40
澤田ホールディングス株式会社	757	3.03
廣済堂社員持株会	707	2.84
株式会社静岡中央銀行	510	2.04
ゴールドマンサックスインターナショナル	474	1.90

(注) 持株比率は自己株式（8,296株）を控除して計算しております。

⑤ 所有者別株式数

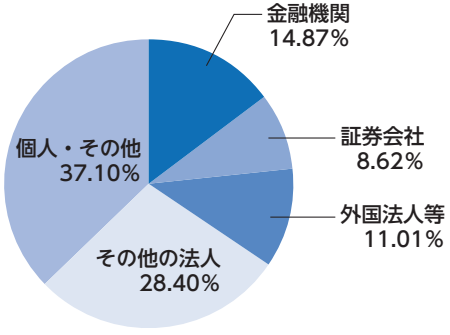

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長　代　厚　生	
代表取締役専務	小　松　理一郎	本社部門兼関連会社担当
常務取締役	岡　　均	人事総務担当
取締役	井　並　敏　光	経営企画担当
取締役	枝　本　　明	ヒューマンコミュニケーション事業部兼 ライフコミュニケーション事業部担当
取締役	藤　田　弘　道	凸版印刷㈱相談役 タマポリ㈱代表取締役
取締役	浅　野　　健	㈱金羊社代表取締役社長 ㈳日本印刷産業連合会副会長
常勤監査役	田　中　敏　弘	
常勤監査役	妹　尾　由　明	
監査役	中　辻　一　夫	
監査役	円　谷　智　彦	ジャパンネットワークシステム㈱社外監査役 ㈱SOLホールディング社外監査役

(注) 1. 取締役藤田弘道氏、取締役浅野健氏は、非常勤の社外取締役です。
2. 妹尾由明氏、中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、社外監査役です。
3. 監査役田中敏弘氏、妹尾由明氏、中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役田中敏弘氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
・常勤監査役妹尾由明氏は、住友信託銀行株式会社に長年にわたり在籍し、決算手続ならびに財務諸表等に精通しております。
・監査役中辻一夫氏は、株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役として経営に参画し、決算手続ならびに財務諸表等に精通しております。
・監査役円谷智彦氏は、会計検査院に長年にわたり在籍し、会計監査等に精通しております。
4. 当社は、社外監査役円谷智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位・及び重要な兼職の状況
伊藤　敏夫	平成26年6月27日	任期満了	専務取締役 特任担当

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	退職慰労引当金	
取締役(社外取締役を除く)	112	112	−	6
社外取締役	7	7	−	2
監査役(社外監査役を除く)	10	10	−	1
社外監査役	16	16	−	3

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役藤田弘道氏は凸版印刷株式会社相談役、タマポリ株式会社代表取締役を兼務しております。なお、当社は凸版印刷株式会社との間に同業として多方面にわたる取引関係があり、タマポリ株式会社との間に取引関係はありません。

・取締役浅野健氏は株式会社金羊社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社金羊社との間に取引関係があり、資本関係があります。また、一般社団法人日本印刷産業連合会副会長を兼務しております。

・監査役円谷智彦氏はジャパンネットワークシステム株式会社、株式会社ＳＯＬホールディングの社外監査役を兼務しております。なお、当社はジャパンネットワークシステム株式会社、株式会社ＳＯＬホールディングとの間に取引関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

・取締役藤田弘道氏は、非常勤の社外取締役として取締役会の13回のうち8回に出席し、業界トップ企業の経営者としての経験・見識に基づいた有益な助言・提言を行っております。

・取締役浅野健氏は、非常勤の社外取締役として就任後の取締役会９回のうち９回に出席し、音楽･映像･ゲームソフトのパッケージ製造メーカー経営者としての長年の経験・見識から有益な助言・提言を行っております。

・監査役妹尾由明氏は、監査役会の6回のうち6回と取締役会の13回のうち12回出席し、豊かな経理知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役中辻一夫氏は、監査役会の6回のうち6回と取締役会の13回のうち12回に出席し、深い経理知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役円谷智彦氏は、監査役会の6回のうち6回と取締役会の13回のうち12回に出席し、会計検査院での長年の経験と知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第1項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社並びに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。

ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。

ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、並びに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。

ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、当社の「関係会社管理規程」に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。

ロ 第①項第二号の社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

(イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。

(ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をしたものに対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヘ その他監査の実効性確保に関する事項

（イ）監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

（ロ）取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。

（ハ）監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

（2）会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の企業価値は、単なる短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図るという当社の日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、これにより、当社の様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至っているものと認識しております。

そこで、当社取締役会といたしましては、今後将来にわたり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上していくためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は（1）短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、（2）企業の社会的責務を十分に尊重し、株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の支配の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買収防衛策としての情報開示ルールを導入しています。

イ 情報開示ルールの内容

(イ) 大規模買付行為の定義

当社株式等を買い付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(a) 当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、(b) 当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

(ロ) 大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部または一部を開示します。

(a) 大規模買付者グループの概要
(b) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
(c) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
(d) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

（ハ）当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間（ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。）（以下「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場関連事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、及び葬祭関連事業（子会社）という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

（ニ）大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

（ホ）情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記（ハ）の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

ロ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（イ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

（ロ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白で

あるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記（イ）と同様の対抗措置を発動することがあります。

（ハ）当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針及び計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

ハ 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、前記第②項第イ号（ハ）に定める分析検討期間内に含まれます。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組み（以下、「本取組み」といいます。）は、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

イ 取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

ロ 当社が提案する取締役選任議案を通じて、本ルールの継続に関して株主の皆様のご信任を得ることとしております。

ハ 本取組みに基づき対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けるものとし、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行うこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**22,960**
現金及び預金	13,713
受取手形及び売掛金	6,915
商品及び製品	632
仕掛品	525
原材料及び貯蔵品	141
繰延税金資産	52
その他	1,346
貸倒引当金	△366
固定資産	**53,356**
有形固定資産	**37,871**
建物及び構築物	12,523
機械装置及び運搬具	2,694
土地	17,105
リース資産	1,087
工具器具及び備品	3,255
建設仮勘定	835
その他	369
無形固定資産	**1,158**
投資その他の資産	**14,325**
投資有価証券	8,423
長期貸付金	1,825
繰延税金資産	259
退職給付に係る資産	58
その他	4,785
貸倒引当金	△1,026
繰延資産	**439**
資産合計	**76,756**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**13,263**
支払手形及び買掛金	2,378
短期借入金	1,750
1年内返済予定の長期借入金	2,583
1年内償還予定の社債	1,924
未払法人税等	408
賞与引当金	344
返品調整引当金	38
その他	3,836
固定負債	**21,418**
社債	4,918
長期借入金	10,392
リース債務	691
繰延税金負債	2,069
再評価に係る繰延税金負債	499
役員退職慰労引当金	150
退職給付に係る負債	23
その他	2,673
負債合計	**34,681**
【純資産の部】	
株主資本	**24,696**
資本金	**4,000**
利益剰余金	**20,701**
自己株式	**△5**
その他の包括利益累計額	**105**
その他有価証券評価差額金	1,445
土地再評価差額金	△1,447
為替換算調整勘定	107
少数株主持分	**17,273**
純資産合計	**42,075**
負債純資産合計	**76,756**

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**36,074**
売上原価		**24,510**
売上総利益		**11,564**
販売費及び一般管理費		8,980
営業利益		**2,583**
営業外収益		
受取利息配当金	122	
受取賃貸料	85	
その他	293	**502**
営業外費用		
支払利息	315	
支払手数料	251	
その他	325	**893**
経常利益		**2,192**
特別利益		
固定資産売却益	660	
その他	106	**766**
特別損失		
固定資産除却損	91	
減損損失	41	
その他	84	**217**
税金等調整前当期純利益		**2,741**
法人税、住民税及び事業税	1,014	
法人税等調整額	235	**1,250**
少数株主損益調整前当期純利益		**1,491**
少数株主利益		713
当期純利益		**778**

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000	20,058	△4	24,053
当期変動額				
剰余金の配当		△124		△124
当期純利益		778		778
連結範囲の変動		△10		△10
自己株式の取得			△0	△0
土地再評価差額金の取崩		△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	642	△0	642
当期末残高	4,000	20,701	△5	24,696

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	981	△19	△1,498	71	△466	16,489	40,077
当期変動額							
剰余金の配当							△124
当期純利益							778
連結範囲の変動							△10
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	464	19	51	36	571	783	1,355
当期変動額合計	464	19	51	36	571	783	1,997
当期末残高	1,445	－	△1,447	107	105	17,273	42,075

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　10社

・主要な連結子会社の名称　廣済堂あかつき㈱
㈱廣済堂出版
東京博善㈱

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　PT. KOSAIDO HR INDONESIA

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・主要な会社等の名称　㈱金羊社
北京朝陽ゴルフ倶楽部有限公司

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　PT. KOSAIDO HR INDONESIA

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、KOSAIDO HR VIETNAM COMPANY LIMITEDは重要性が増したため連結の範囲に含めております。なお、従来連結しておりました㈱廣済堂ワークナビは、会社を清算したため連結の範囲から除外しております。

なお、㈱廣済堂ワークナビは、損益計算書のみ連結しております。

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、威海廣済堂京友包装有限公司、㈱ケーエスディ、KOSAIDO HR VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5)会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの　主として連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの　主として移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ　時価法

(ハ)棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料、貯蔵品　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製品、仕掛品　主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、コース施設に関しては、減価償却を行っておりません。

(ロ)無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産　定額法によっております。
(ハ)リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準
(イ)貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ)賞与引当金　当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
(ハ)役員退職慰労引当金　一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(ニ)返品調整引当金　出版物の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づいて計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法
(イ)ヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、一部金利スワップは特例処理を採用しております。
(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針　主として当社資金担当部門の管理のもとに、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎にして判断しております。

⑥のれんの償却に関する事項　5年間で均等償却しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。また、棚卸資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しており、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産「その他」として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しております。

2. 会計上の見積の変更

当社の連結子会社である東京博善㈱は、四ツ木斎場の建替を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、第２四半期連結会計期間において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ490百万円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(１)担保に供している資産

建物及び構築物	3,172百万円
機械装置及び運搬具	653百万円
土地	3,614百万円
投資有価証券	2,482百万円
計	9,922百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,125百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,288百万円
長期借入金	10,352百万円
計	13,765百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　38,428百万円

(3)当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価並びに第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△503百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,922千株	－千株	－千株	24,922千株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	124百万円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項として次のとおり付議する予定であります。

(イ) 配当金の総額	174百万円
(ロ) １株当たりの配当額	7円
(ハ) 基準日	平成27年３月31日
(ニ) 効力発生日	平成27年６月29日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(１)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品でありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引等に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、主に長期については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）のヘッジ手段も利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	13,713	13,713	−
②受取手形及び売掛金	6,915	6,915	−
③投資有価証券	5,390	5,301	△89
④長期貸付金	1,881		
貸倒引当金(※)	△720		
	1,161	1,096	△64
⑤投資その他の資産その他(長期性預金)	500	525	25
資産計	27,681	27,552	△129
⑥支払手形及び買掛金	2,378	2,378	−
⑦短期借入金	1,750	1,750	−
⑧社債	6,842	6,525	△316
⑨長期借入金	12,975	13,507	532
⑩固定負債その他(預り入会金)	742	735	△7
負債計	24,688	24,896	208

(※)長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券
　これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
④長期貸付金
　長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスクの区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。なお、1年内回収予定の長期貸付金を含めております。
⑤長期性預金
　長期性預金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価額によっております。
⑥支払手形及び買掛金、並びに⑦短期借入金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑧社債
　社債の時価については、長期借入金と同方法によっております。なお、金利スワップは行っておりません。また、1年内償還予定の社債を含めております。
⑨長期借入金
　長期借入金の時価については、当社は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
⑩預り入会金
　預り入会金の時価については、長期借入金と同方法によっております。
デリバティブ取引
イ．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
　　該当事項はありません。

ロ. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関係

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,400	1,765

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額　3,032百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額　995円47銭
(2)1株当たり当期純利益　31円25銭

計 算 書 類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**11,512**
現金及び預金	4,415
受取手形	1,748
売掛金	4,223
商品及び製品	20
仕掛品	350
原材料及び貯蔵品	46
前払費用	129
短期貸付金	174
未収入金	166
立替金	264
その他	335
貸倒引当金	△363
固定資産	**35,464**
有形固定資産	**14,535**
建物	4,800
構築物	74
機械及び装置	1,085
車両運搬具	5
工具器具及び備品	587
土地	7,407
リース資産	573
無形固定資産	**991**
投資その他の資産	**19,937**
投資有価証券	4,773
関係会社株式	11,007
長期貸付金	727
長期前払費用	2,641
その他	903
貸倒引当金	△115
繰延資産	**146**
資産合計	**47,123**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**10,694**
支払手形	138
買掛金	1,998
短期借入金	1,300
1年内返済予定の長期借入金	2,583
1年内償還予定の社債	1,780
リース債務	516
未払金	1,218
未払法人税等	48
未払消費税等	276
賞与引当金	249
その他	583
固定負債	**30,447**
社債	4,750
長期借入金	21,892
リース債務	619
長期未払金	1,679
繰延税金負債	667
再評価に係る繰延税金負債	499
その他	339
負債合計	**41,142**
【純資産の部】	
株主資本	**6,033**
資本金	**4,000**
利益剰余金	**2,038**
利益準備金	12
その他利益剰余金	2,025
繰越利益剰余金	2,025
自己株式	**△5**
評価・換算差額等	**△52**
その他有価証券評価差額金	1,395
土地再評価差額金	△1,447
純資産合計	**5,981**
負債純資産合計	**47,123**

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**24,702**
売上原価		**17,916**
売上総利益		**6,786**
販売費及び一般管理費		6,367
営業利益		**418**
営業外収益		
受取利息及び配当金	534	
受取賃貸料	145	
その他	222	**901**
営業外費用		
支払利息	571	
支払手数料	149	
その他	197	**918**
経常利益		**402**
特別利益		
固定資産売却益	170	
その他	5	**175**
特別損失		
固定資産売却損	52	
固定資産除却損	59	
減損損失	41	
その他	24	**178**
税引前当期純利益		**399**
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	83	116
当期純利益		**282**

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	4,000	－	1,880	1,880	△4	5,875
当期変動額						
剰余金の配当			△124	△124		△124
利益準備金の積立		12	△12	－		－
当期純利益			282	282		282
自己株式の取得					△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	12	145	157	△0	157
当期末残高	4,000	12	2,025	2,038	△5	6,033

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	938	△1,498	△560	5,315
当期変動額				
剰余金の配当				△124
利益準備金の積立				－
当期純利益				282
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	457	51	508	508
当期変動額合計	457	51	508	666
当期末残高	1,395	△1,447	△52	5,981

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。
②無形固定資産（リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④長期前払費用	定額法によっております。

（3）繰延資産の処理方法

社債発行費	償還期限内で均等償却しております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の、当期に負担する額を計上しております。

（5）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

建物	3,156百万円
構築物	16百万円
機械及び装置	653百万円
土地	3,684百万円
投資有価証券	2,482百万円
関係会社株式	6,541百万円
計	16,534百万円
上記に係る債務	
短期借入金	1,125百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,288百万円
長期借入金	21,852百万円
計	25,265百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　20,119百万円

（3）保証債務

下記の会社の金融機関からの社債及び借入に対し保証を行っております。

㈱廣済堂出版	812百万円
㈱医療情報基盤	300百万円
廣済堂あかつき㈱	150百万円

（4）土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△503百万円

（5）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	993百万円
長期金銭債権	636百万円
短期金銭債務	60百万円
長期金銭債務	11,500百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	951百万円
仕入高	40百万円
販売費及び一般管理費	82百万円
営業取引以外の取引高	799百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,446株	850株	－株	8,296株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	東京博善㈱	所有 直接 61.4%	資金の借入 役員の兼任	資金の返済 利息の支払 借入金に対する担保提供	7,000 321 6,541	長期借入金 未払費用 －	11,500 41 －
子会社	㈱廣済堂出版	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 株主割当増資払込み	資金の貸付 資金の回収 株主割当増資払込み 債務保証 利息の受取	350 1,180 500 812 29	－	－
子会社	㈱医療情報基盤	所有 直接 100%	役員の兼任 株主割当増資払込み 設備の賃貸借	転貸契約 株主割当増資払込み 賃貸料の受取	118 614 301	投資その他の資産その他（長期未収入金）	472

取引条件及び取引条件決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
なお担保は受け入れておりません。

（注2）資金の借入については、市場金利を勘案し、決定しております。

（注3）価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

（注4）借入金に対する担保提供は、期末残高の金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　240円7銭

（2）1株当たり当期純利益　11円34銭

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　柿 原 佳 孝　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松 村　　隆　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣済堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　柿原佳孝　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松村　隆　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社廣済堂　監査役会

常勤監査役　田中敏弘　㊞

常勤監査役（社外監査役）　妹尾由明　㊞

社外監査役　中辻一夫　㊞

社外監査役　円谷智彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主皆さま方のご支援にお応えするべく、利益還元策の一環として、前期末配当より２円増配し、1株につき７円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき７円　　総額174,400,128円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

選任手続きの煩雑さを勘案し、法令に定める監査役の員数が欠けた場合における補欠監査役の選任決議の有効期間を４年とする旨の規定を、当社定款第28条に新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査役及び監査役会
（監査役の選任） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。	（監査役の選任） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 中井　章 （昭和30年６月5日生）	昭和53年４月　㈱関西廣済堂（現・㈱廣済堂）入社 平成４年９月　同経理課長 平成18年４月　当社大阪管理部経理部長 平成25年４月　同情報C関西事業本部関西管理部担当部長	2,858株
2	中辻一夫 （昭和16年７月16日生）	昭和40年４月　㈱バンダイ入社 昭和60年５月　同取締役 昭和62年３月　バンダイ香港㈱社長 平成３年３月　㈱バンダイ常務取締役 平成５年12月　㈱カズ設立代表取締役 平成８年６月　㈱日光堂（現・㈱エクシング）代表取締役社長 平成16年６月　同相談役 平成18年６月　同相談役退任 平成19年６月　当社社外監査役（現任）	－
3	円谷智彦 （昭和22年７月18日生）	昭和46年１月　会計検査院入庁 平成11年６月　同事務総長官房総務審議官 平成12年12月　同第５局長 平成16年12月　同退庁 平成19年６月　当社社外監査役（現任） 平成24年６月　ジャパンネットワークシステム㈱社外監査役（現任） 平成26年６月　㈱SOLホールディングス社外監査役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、社外監査役候補者であります。

4．中辻一夫氏及び円谷智彦氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
・中辻一夫氏は、豊富な民間企業経営者としての経験から当社の取締役会の業務執行に対してご意見いただきます。
・円谷智彦氏は、会計検査院での経験に基づく高い見識で、当社の取締役会及び経営者に対して指導及び提言をいただきます。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5．中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ８年となります。

6．当社は、中辻一夫氏及び円谷智彦氏との間で、会社法第427条第1項、当社定款第34条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定です。

7．当社は、円谷智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
玉城（たまき）　知也（ともや） （昭和26年６月19日生）	昭和53年11月　アーサーヤング公認会計士共同事務所入社 昭和57年７月　公認会計士登録 昭和58年７月　アーサーヤング公認会計士共同事務所退社 昭和58年８月　興亜監査法人・山田公認会計士事務所入社 平成５年２月　㈱タマイチ代表取締役就任（現任） 平成21年６月　興亜監査法人・山田公認会計士事務所退社 平成21年７月　税理士登録	－

（注）1. 当社は玉城知也氏との間に、顧問契約を締結しております。

2. 玉城知也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 玉城知也氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識・経験を当社の監査に活かしていただくことを期待したためであります。

4. 玉城知也氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項、当社定款第34条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社廣済堂　本社　会議室
電話　（03）3453－0550

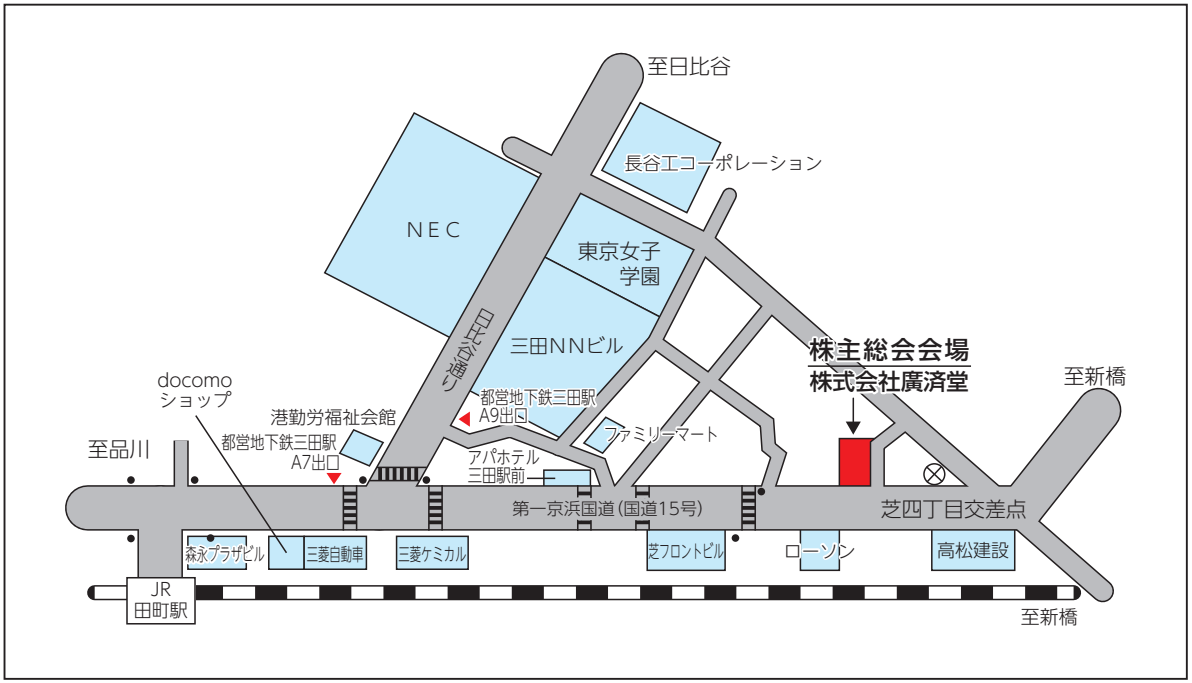

＜最寄り駅＞
①都営地下鉄線　三田駅
・都営三田線ご利用の場合　A9出口より　徒歩 約6分
・都営浅草線ご利用の場合　A7出口より　徒歩 約8分
②JR山手線・京浜東北線　田町駅
ご利用の場合　西口（三田口）より　徒歩 約10分

（お車でのご来場はご遠慮ください）

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。